
令和4年第7回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月7日(木) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-2・3-3会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
出席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局
事務局長 北代 幸介
事務局 係長 瀬戸 美里
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第19号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第20号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第21号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和4年 第7回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達しています。ただいまから令和4年第7回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、9番：小野委員さん、10番：繁永委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第19号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第19号の1、申請人：■■■■さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきましては片山医院から北に200m程行ったところにある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の■■■■在住の■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第19号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第19号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第19号の2・3、申請人：■■■■さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員）

この案件につきましては安武上方公民館から南東に150m程行ったところにある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の■■■■在住の■■■■さんと■■■■在住の■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番・3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第19号の2・3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第19号の2・3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第19号の4・5・6、申請人：■■■■さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員）

この案件につきましては満田神社の周辺200m以内にある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の■■■■在住の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えま

決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第19号の9・10号、申請人：[]さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員）

この案件につきましては築城育苗センターから西に50m程行った所にある農地です。今回、申請者である、[]在住の[]さんが、現所有者の[]在住の[]さんと[]さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの9・10番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第19号の9・10については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第19号の9・10、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第19号の11号、申請人：[]さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員）

この案件につきましては船迫窯跡公園から北西に100m程行った所にある農地です。今回、申請者である、[]在住の[]さんが、現所有者の[]在住の[]さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの11番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第19号の11については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第19号の11、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第19号12号、申請人：■■■■さんの件につきまして、西田委員さんから説明をお願いします。

5番（西田委員） この案件につきましてはホームプラザナフコ椎田店から東に400m程行った所にある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の■■■■在住の■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの12番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第19号の12については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第19号の12、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第19号13号、申請人：■■■■さんの件につきまして、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきましてはアルク農業サービスから北に200m程行った所にある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の■■■■在住の■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積

も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの13番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第19号の13については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第19号の13、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第19号14号、申請人：■■■■■■■■■■さんの件につきまして、繁永委員さんから説明をお願いします。

10番（繁永委員） この案件につきましては安武上方公民館から南に50m程行った所にある農地です。今回、申請者である、■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんが、現所有者の■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの14番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第19号の14については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第19号の14、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第19号15号、申請人：■■■■さんの件につきまして、
出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきましてはB&G 築城海洋センターから南西に150m程行った所
にある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者
の■■■■在住の■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大す
るものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下
限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地
法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの15番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第19号の15については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第19号の15、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、
決定、許可することといたします。
続きまして、議案第19号16号、申請人：■■■■さんの件につきまして、
平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきましては日奈古ジョイフル工場から北に50m程行った所にあ
る農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の
■■■■在住の■■■■さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大す
るものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下
限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地
法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの16番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第19号の16については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第19号の16、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第19号17号、申請人：■■■■さんの件につきまして、横山委員さんから説明をお願いします。

7番（横山委員）

この案件につきましては旧上城井中学校から南に200m程行った所にある農地です。今回、申請者である、■■■■在住の■■■■さんが、現所有者の■■■■在住の■■■■さんと■■■■在住の■■■■さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの17番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第19号の17については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第19号の17、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第20号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第20号の1、申請人：[REDACTED]さんの件について、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては、広域農道小山田交差点から南に700m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、例外的許可規定の集落接続に該当する農地であることから転用可能な農地と判断します。今回の件について、始末書にも記載しております通り、以前自宅前の道路の拡張工事を行った際に施工業者に駐車場として利用するために張珣クリートを依頼したそうです。申請者は農地転用の手続きを知らなかったということで今回転用許可申請をしたということです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第20号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第20号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第21号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第21号の1、申請人：■■■■■■■■■■さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいけませんが、議事進行上このまま私が進行してもよろしいですか。

委員 「異議なし」

14番（蛭崎会長） それでは説明いたします。この案件につきましては、椎田漁港から南に1000m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、例外的許可規定の集落接続に該当する農地であることから転用可能な農地と判断します。今回、申請人の■■■■■■■■■■さんが、■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんから土地を売買にて取得し、資材置場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第21号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第21号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件

農業耕作者・管理者名義変更届出 5件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和4年第7回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和4年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

9番委員（小野 俊明 委員）：

署名委員

10番委員（繁永 大輔 委員）：
